

## 週休2日制適用工事に関するQ & A

### 【Q & A利用上の注意】

1. Q & Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合がありますので、ご了承ください。
2. Q & Aの記載内容は、標準的な考え方を示しています。入札公告や特記仕様書等で特別に記載している内容については、Q & Aの内容に係わず、そちらの指示に従ってください。
3. 週休2日適用工事を受注しようとする場合は、総務課ホームページに掲載されている様式等をご確認ください。

## 目次

制度全般について . . . . .	1
現場閉所率の算定方法・考え方について . . . . .	3
現場閉所日・振替日の考え方等について . . . . .	4
休日取得計画書変更時の連絡方法等について . . . . .	6

## 制度全般について

### Q1 なぜ、週休2日制適用工事を施行するのか。

A1 建設業全体で労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保することを目的として、「働き方改革実行計画」において示された、建設業における週休2日の推進等の休日確保の必要性等を踏まえ、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを推進するため、町の発注する工事においても週休2日制を適用し実施するものです。

### Q2 なぜ、令和6年度から実施するのか。

A2 令和6年度から建設業においても時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることを踏まえ、発注者として工期設定等の設計を適切に行い、受注者において適切な労務管理を行うことができるように、令和6年度から実施します。

### Q3 なぜ、対象外工事を除く全ての工事を対象とするのか。

A3 建設業に時間外労働の上限規制が適用され、改正品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）にも発注者の責務として「工事従事者の休日を考慮した適正な工期の設定」がうたわれています。これらの状況を踏まえ、公共工事の発注者として建設業における週休2日を推進するため、対象外工事を除く全ての工事において週休2日制適用工事を実施することとしています。

### Q4 発注案件が週休2日制適用工事か、発注者指定型かなどは何で確認ができるのか。

A4 一般競争入札においては、入札公告及び特記仕様書等に、指名競争入札においては、入札に関する注意事項及び特記仕様書等に、それぞれ週休2日制適用工事である旨及び発注者指定型等の発注方式が記載されますので、入札前に確認してください。

### Q5 発注者指定型で契約締結した案件でも、後で減額契約を受け入れれば、週休2日としない計画により工事を進めても良いか。

A5 発注者指定型で契約締結した案件では、現場施工着手前に提出する休日取得計画書（第1号様式）は週休2日を前提とし、達成が可能な計画書を提出していただく必要があります。その後、休日取得実績書【集計表】等の確認結果により、達成できていない場合には減額変更することとなります。

### Q6 契約締結後、工事着手までに、週休2日制適用工事としないことはできるか。

A6 発注者指定型で契約した場合、週休2日制適用工事としないことはできません。なお、受注者希望型で契約した場合、受注者が「実施しない」とした場合、それ以降の週休

2日制適用工事に係る書類の提出を省略することができますが、受注者希望型で契約した場合でも制度の趣旨を踏まえ、なるべく週休2日制工事の実施を目指してください。

**Q7 工事着手前の「休日取得計画書（第1号様式）」の提出段階で、4週8休相当とするため工期延長を請求したいが、工期延長は認められるか。**

A7 週休2日制適用工事は、設計段階で、施工に必要な実日数のほか、準備期間、不稼働日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）や後片付け期間等を考慮した工期設定を行っているため、4週8休を確保することは工期延長の理由とはならず、認められません。

**Q8 週休2日が未達成となった場合のペナルティはあるか。**

A8 週休2日制適用工事が未達成となった場合は、当初の設計金額において補正していた経費分は減額変更することとなります。

**Q9 発注者指定型で4週8休以上、受注者希望型で4週6休以上の休日を確保できた場合のインセンティブはあるか。**

A9 発注者指定型は、当初の設計金額において経費を補正しているため、4週8休達成による経費の割増分はありません。受注者希望型の場合でも、4週8休以上の経費補正を行い、当初設計をしているため、4週6休（7休）以上の休日を確保できた場合、実績に応じた経費の補正は残るものの減額変更を行うこととなります。

## 現場閉所率の算定方法・考え方について

**Q10 「休日取得計画書（第2号様式）」等の提出・確認は、28日ごとに行うとあるが、28日に満たない最終期間は、どのように実施していくのか。**

A10 現場施工着手日から28日ごとに計画書及び実績書を提出・確認しますが、28日に満たない最終期間は7日ごとに提出・確認をすることになります。また、7日に満たない最終週は、原則対象期間（集計）から除いて算出・確認することになります。

**Q11 計画的に週休2日に取り組んできたが、7日に満たない最終週を除いて現場閉所率を算出すると現場閉所日の関係で4週8休が達成できない。その場合は、未達成となってしまうのか。**

A11 7日に満たない最終週は、原則対象期間（集計）から除いて算出・確認することになりますが、7日に満たない最終週を集計対象として算出・確認した結果、当初の計画の休日形態（4週8休）を達成できる場合は、7日に満たない最終週を含めて算出・確認することができます。

**Q12 工事後半等にまとめて休日（現場閉所日）を確保し、現場閉所率を算出してもよいのか。**

A12 週休2日制適用工事は、建設業が週休2日制に移行するきっかけとなることを目的として実施しており、制度の趣旨にも鑑みて、毎週週休2日を確保していただくことが望ましいと考えています。そのため、対象期間中は、休日取得の平準化に努め、目標とする休日形態とできるよう、努めてください。（なお、現場閉所率の算定上は設問のような場合においても対象期間内における現場閉所率が28.5%以上であれば達成とします。）

## 現場閉所日・振替日の考え方等について

### Q13 休日（現場閉所日）の確保は、土日でないといけないのか。

A13 建設業の週休2日制の導入にあたり他産業と同様、土日を休日（現場閉所日）とすることが望ましいですが、土日に取得することが難しい場合には、前後7日以内で休日確保し、前後7日以内で休日確保できない場合は、前後4週を目途に休日確保するよう努めてください。

### Q14 降雨、降雪等により、予定外に休日を取得することとなった場合は、休日（現場閉所日）の取得実績として考えてよいか。

A14 休日（現場閉所日）の取得実績として差し支えありません。また、振替作業日を設定することができますが、必須ではありません。予定外の休日（現場閉所日）については「休日取得計画書」の修正は必要とせず、「休日取得実績書（第3号様式）」で閉所日（振替作業日を設定する場合は、振替閉所日）として取り扱うようしてください。なお、発注者への連絡方法等については、Q21からQ24を参照してください。

### Q15 現場閉所予定日に地元対応や自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるのか。

A15 現場閉所予定日に作業を行った場合には、振替作業日として扱い、かわりに振替閉所日を設けてください（可能であれば前後7日以内、難しい場合は前後4週を目途に）。その場合、「休日取得実績書」において、作業した日を振替作業日（「●」）、振替をした日を振替閉所日（「■」）として取り扱ってください。

### Q16 午前中工事を実施して、午後雨天により休工とした場合、現場閉所日と扱えるか。

A16 要領では、一日を通して現場が閉所された状態を現場閉所と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱えません。

### Q17 夜間工事における作業日はどうなるか。

A17 着手した日を作業日として計上してください。

例：金曜日の22:00から土曜日の5:00までの夜間工事の場合

⇒金曜日を作業日として計上してください。

### Q18 対象期間や現場閉所率の算出におけるゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始休暇等の考え方は。

A18 ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始休暇等は対象期間（分母）に含み、そのうち休日（原則、土日）のみを現場閉所日（分子）としてカウントをすることとなります。

なお、休日取得計画書は対象外日（「－」）とし、その休暇期間等である旨を記載してください。

**Q19 仮復旧期間など現場で作業を行わない期間も、休日取得としてよいか。**

A19 仮復旧期間や試掘後に本体工事に着手するまでの期間、工場製作期間など、対象期間中に現場を閉所する期間が発生する場合は、その期間を対象期間（分母）に含み、そのうち休日（原則、土日）のみを現場閉所日（分子）としてカウントをすることとなります。なお、休日取得計画書は対象外日（「－」）とし、一時中止期間である旨を記載してください。

**Q20 現場閉所日に行うことができる巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要となる作業の具体例はどのようなものがあるか。**

A20 具体的な例として以下のようなものが挙げられます。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ・現場内の存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や保守点検
- ・現場内の交通誘導警備

## 休日取得計画書変更時の連絡方法等について

**Q 2 1 休日取得計画書の変更を行う場合の連絡方法は具体的にどのようにして行うのか。**

A 2 1 事前に発注者に対して、変更日・振替日や理由等について、電話又はメール等で連絡し、承認を受けてください（連絡時に振替日が未定の場合においては、振替日の報告は、後日メール等でも可）。連絡後、発注者から連絡メールが送信されます。確認メールは28日間ごと等に提出する休日取得実績書に添付して提出してください。

**Q 2 2 休日取得計画書の変更をメールで行う場合の記載事項を教えてください。（雛形はあるのか）**

A 2 2 原則として、以下の内容を発注者へ送信してください。

・ 件名 休日取得計画書の変更について

・ 本文

工事件名

工事場所

受注者名

変更閉所日（変更開所日）：○月○日（○曜日）

振替開所日（振替閉所日）：○月○日（○曜日）※もしくは未定

理由 例：雨天中止、住民との協議 等

上記内容にて承認願います。 現場代理人 ○○ ○○

送信後、発注者から以下のとおり確認メールが届きます。

・ 本文

標記の件について、承認します。 監督員 ○○ ○○

**Q 2 3 雨天等により現場閉所とする場合、昼間及び夜間工事において、発注者への連絡時間の期限（タイムリミット）はあるのか。**

A 2 3 原則として、昼間施工は当日9時、夜間施工は当日17時15分までの連絡としますが、夜間施工については、当日17時15分までの閉所判断が困難と予測される場合、別途協議とします。

**Q 2 4 連日の雨天が予測され、休日取得計画書に複数日の変更が生じる場合は、複数日まとめた連絡でもよいか。**

A 2 4 事前の連絡であれば複数日をまとめた連絡も可とします。なお、発注者からの確認メールは受注者から連絡のあった期間とし、連絡時期に近いものは複数日（複数の連絡）をまとめて送信する場合があります。